

1. 件名：東海再処理施設の廃止措置計画に係る面談
2. 日時：令和5年11月2日（木）10時00分～11時00分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※一部出席者はTV会議にて実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
審査グループ 研究炉等審査部門
上野管理官補佐、大島原子力規制専門員
検査グループ 核燃料施設等監視部門
石井主任監視指導官、正路管理官補
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 技術副主幹
再処理廃止措置技術開発センター 廃止措置推進室 室長 他6名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
資料1 工程洗浄が終了した段階に実施する廃止措置計画変更認可申請の計画について

時間	自動文字起こし結果
0:00:11	急遽もですね、そのメンバーが済みますのでよろしくお願いします。まず交通水道の進捗について、説明の方をお願いします。
0:00:21	はいサモトと申します。それでは最初に工程洗浄の進捗について、口頭でご報告申し上げます。
0:00:31	工程洗浄につきましては前회가 10 月を前段でお知らせしてございます。それ以降の状況としまして、工程成分につきましてはこれまで第一段階としまして仙台小松の取り出し、この令和 4 年の 9 月。
0:00:47	10 日にを終了しておりまして、この次の第二段階ということでプルトニウム ATENA どのルート任務溶液等の取り出しと、
0:00:57	これ今年のですね、9 月の 29 日に終了ということで、順次終了させて今回最終段階にありますウラン溶液。
0:01:09	ウラン粉末の取り出し開始、これに向けまして、設備点検教育訓練と置いて準備を計画的に進めているとこういった状況でございます。
0:01:19	昨日の 11 月 1 日からですね、17 日までの予定となりますけれども、交代勤務体制で、ウランの座礁等の加熱、丸谷大木を噴霧する、そういう操作、
0:01:34	訓練を実施しておりまして、熟練者経験者の指導のもと安全に留意して一連の代償処理強さに問題がないということを確認をしているところでございます。
0:01:45	浦野平松取出し準備につきまして順調に進んでおりまして、12 月からですね、来年 1 月にかけてウラン溶液野田所長より、飯尾大滝勤務体制で行う予定ということになってございます。
0:02:00	その後ウラン溶液を通しまして系統の洗浄を行いまして来年の 2 月末にはウランの取出し操作を終了するという、こういった形で進めてございます。
0:02:10	裏に木村粉末の取り出し、飯野その終了をもってですね、工程洗浄の全体を完了すると、こういうことで、工程洗浄管理法の監視会合におきまして、工程洗浄の実績についてご報告して確認をいただくということを考えると、こういった方向情報。
0:02:27	工程洗浄につきましては以上となります。
0:02:32	ありがとうございます。規制庁側から確認等もお願いします。
0:02:45	オオシマ、規制庁オオシマです。
0:02:48	今合唱等の過熱試験を行われているってことなんでちょっと勉強のために教えていただきたいんですけど、この場所等の加熱、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:00	ただし、ねじウラン粉末等溶液の取り出しに際しては金ラッシュと管理する作業ってのが必要になってくるということでしょう。ちょっとその、小法廷です。
0:03:12	そうですね。工程の、
0:03:14	なんでしょうそのメカニズムといいますか。
0:03:17	どういった手順で、取り出しが行われるのかっていうのを、何かご説明いただければと思います。
0:03:25	はい。ウエノサモトです。まだ緒等につきましては加熱所、牛裏の溶液をですね台車等の中に、加熱した代表等の中に噴霧をいたしまして、
0:03:39	そこで熱分解をしてウランの粉末に変換をするというそういう反応機になってございまして、その際に、熱誤開が必要ですので、場所等も加熱していると、こういう関係になっております。
0:03:52	大小等の中にはですねウランの粉末は流動性という形で関西で管理された状態で攪拌されてると。そのウランの溶液が保護されて、
0:04:04	その熱で分解をして粉に変わると、そういうシステムになります。
0:04:10	志水オオシマですありがとうございます。そうしますと最終的に取り出す形っていうのは、液体状ではなくて粉末状全部取り出されるってことよろしいですか。
0:04:19	はいその通りです。
0:04:20	はいわかりますありがとうございます。
0:04:30	以上です。他よろしいでしょうか。
0:04:36	それでは引き続いて資料 1 について説明をお願いします。
0:04:44	はい。ぜひ、当間小林資料 1 ということで、こちらは今年度末に廃止措置計画の変更申請を予定している項目について、
0:04:56	その位置付けとか必要性とあと概略についてまとめ。
0:05:03	多数になってございます。まず表紙の方でございまして、現在先ほどご報告しました通り工程洗浄順調に進んでおりまして計画通り令和 5 年度末に、
0:05:18	終了するように進めているというところでございます。工程洗浄終了いたします。大収容すれば再処理設備全体、
0:05:29	の設備を有する業務先生協議を、
0:05:33	ウラン脱硝施設、プルトニウム転換開発施設の多くの設備プロセス設備はもうその役割において上、今後運転することはないと。
0:05:42	本格的に系統除染、解体に向けて進めていくということになります。また再処理設備本体ではないんですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:53	クリプトン回収技術開発施設につきましても昨年度放射性クリプトンガスの管理放出を終えましたのでこちらにつきましても、
0:06:04	解体を進めていくことになる。
0:06:07	ということでこういった再処理施設の中で、廃止措置計画上一番早い時期に、こういった系統除染とか解体に着手していく施設を
0:06:18	申請書の中で先行炉施設と称してございます。今回工程洗浄終了することにおきまして再処理施設の状況が、
0:06:29	大雪認可が大きく変わる節目になってございますので、それに合わせまして、そういう時期には廃止措置計画のこういう項目について変更を行うという計画がすでに当初の廃止措置計画申請書に埋め込まれてますので、
0:06:46	それを埋めるところとして、必要な変更申請を行うという予定にしております。項目としては以下に列挙いたしましたよってありまして、
0:06:57	まず(1)としてすでに回収確認表物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料の添付ということでほぼ工程洗浄を終えて、
0:07:09	特定再処理施設の条件の一つであります西條設備本体内にもう回収可能核燃料物質が残留しているという状況が繰上になりましたと。
0:07:20	というようなエビデンスのご提示ということになります。
0:07:24	(2)の工程洗浄終了後の状況に基づく性能維持施設整備ということでこれはこれまでの議論を続けさせていただいておりますが、使った設備維持が不要になった設備が出てくる。
0:07:38	汚泥再生の施設の整理が必要ということと
0:07:42	初回に認可いただいた専門施設、いろいろな経緯がありまして、まだきっちり整理、できてないところもありますのでそのまま合わせて整理したい。
0:07:53	ということ、その中に今別途議論させていただいているその他施設の火災防護に関わる基サイズ、防火設備等の専門技術への登録というのも含まれているといったところです。
0:08:06	三つ目が廃止措置段階における放射性廃棄物の放出管理目標値の見直しということでこちら後程詳しくご説明させていただきますが初回認可時にはまだ再処理です。
0:08:20	本格的な廃止措置にいいなという意味ではそういう段階にないということで、ほぼ、ほとんどの下の目標値が再処理運転時のままなってますのでこちらについても

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:36	できる限り低減する方向で見直しをあるというものでございます。四つめが選考用施設における工程洗浄後に、実際に実施していくことになる汚染状況調査と系統除染の。
0:08:49	計画、考え方ということになります。
0:08:53	それでも次に行きまして各項目それぞれで位置付け等を、
0:09:01	調査についてご説明させていただきます。
0:09:05	まず一つ目はすでに回収核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする試運転分。
0:09:13	ということでこちらの3ページの真ん中ほどに枠で囲った部分、こちらの今の措置計画申請認可申請書の該当箇所を
0:09:25	引用したものでございますが、添付資料1というものがございましてこちらは再処理規則第19条の5第2項第1号及び第4項第1号に、
0:09:37	今の添付資料と、書類としてこういうものをつけなさいと。
0:09:40	いう規定がありまして、それに基づく添付書類なんですけれども。
0:09:48	特定再処理の場合はまだ再処理設備本体から回収核燃料物質を取り出されていない状況で排水基準の認可を受けるために、ここに
0:09:59	まずそれを取り出す計画を示すことになっておりまして工程洗浄の計画を示して満員認可をいただいているところでございますが、
0:10:11	回収核燃料物質が取り出された後につきましてここに記載しているところの下線部にありますようにもとの計画で工程洗浄の終了後に回収確認を。
0:10:24	回収可能核燃料物質は最終設備から本部体制設備本体から取り出すということを明らかにするという資料を添付するということになってございます。
0:10:34	そういったわけで
0:10:37	公会堂に工程洗浄を完了を報告と合わせて、そういった資料を添付して申請の申請をします。
0:10:46	ということですので申請の内容につきましてはこの四角の上のパラグラフに書いてございますが、
0:10:55	もともと固定洗浄の計画を認可いただいた時に示した会社核燃料物質を保有している機器にどれぐらい残業し残業しているかというリストがあるんですけども。
0:11:10	そういったものが、現状、工程洗浄終了。
0:11:14	この時点で工程洗浄終了の判断基準。
0:11:18	としています。濃度以下、を下回っているといったものをお示しすると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:25	いうところでございまして、具体的などういうイメージになるかは、後程別紙で記載骨子案をご説明させていただきたいと思えます。
0:11:36	1発につきましては以上のような内容で考えている。
0:11:40	所です。
0:11:43	引き続きまして、4ページ目こちらは生産技術の整理ということで、
0:11:50	いくつかご説明差し上げた内容が記載してございますが、現状の性能維持施設につきまして初回申請時点で、まだ工程洗浄の詳細な手順が定まっていなかったというところから、
0:12:06	その当時のオプションとしては今の工程洗浄の夜間、簡単ができるだけリスクを伴わない方法以外に、最初に運転に近いような操作をやってウランとプルトニウムを分離して回収するというような、
0:12:21	オプションもあったんですけども、あったためにそういったことも想定して再処理運転時とほぼほぼ同じ生命設備を性能維持施設等をしていました。
0:12:34	一方で工程洗浄を終了いたしますと再処理設備本体側でも使用しなくなる。
0:12:42	そのプロセス上安全確保のために必要なプロテクションとか閉じ込めですとかそういった部分も不要になってきますので、さらにそういった設備を除染解体していくためにはやはり性能維持施設から除外しないとできないということから、
0:12:59	こういった整理を行って発生の施設を整理し、
0:13:02	一方で先ほどご説明した通り、最終廃止措置を認可いただいたときの整理がはい。
0:13:12	よくできていなかったということでこちらについても改めて今後維持すべき廃止措置の段階において今後維持すべき施設を整理して、
0:13:23	お示しするということを考えてございます。
0:13:28	こちらも現在の廃止措置計画認可申請書でどういったことが記載しているかというのは下の枠の方で
0:13:37	示してございますこちらの下位工程洗浄終了後の段階というような固定した言い方ではなくて、設備の状況等が変わった場合には適時移行申請を行うというような形にしております。
0:13:54	続きましてポンプの方ですが、こちらは大岡放出管理目標値の見直し。
0:14:01	ということです。対象地域なんかは廃止措置計画認可申請書の記載事項として上げ再処理規則の第19条の5、第2項第3号に放出。
0:14:13	放射線管理の観点から

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:17	放出する放射エネルギーとそれに起因するのは公衆被ばくについての記載を求められてございます。
0:14:27	初回、認可の際には先ほど申し上げましたようにまだ
0:14:32	工程洗浄でいろいろオプションがあったことから基本的に糖質、
0:14:38	管理目標値を最小の事業指定と同じ値になっていますが一部、カッコ種につきましては大きくクリプトン等放射性クリップとトリチウムになります。こちらもちょうど
0:14:52	新規の使用済み燃料のせん断溶解いいといった再処理を行わないことから、十分再処理運転時を低く管理できると。
0:15:04	いう観点で認可いただいた値の 1050 分の 1 程度の値にいたしまして現在暫定的にはそういった間、低い、低くした方も用地で
0:15:17	運用しているといったところです。ただ抗体産業終了いたしまして、かつ、
0:15:23	放射性クリプトンガスの管理放出もあったということで、もう少しホシた目標値を下げるのではないかと検討しております。
0:15:34	そういった検討。
0:15:36	今後の配置廃止措置施設の廃止措置の進捗や状況に照らして、下放出管理目標値を見直すと。
0:15:48	いうところでございます。こちらもちょうどこのように記載してございますように当初の措置計画認可申請書の当時から、まず本質を基準工程洗浄終了した段階に、
0:16:01	定めますということが書いてあっております。また
0:16:08	この工程洗浄を完了した段階の見直し以降につきましても
0:16:13	例えば特定廃液の安定化処理が終了いたしましたとか、新規の施設、を設置する際は後汚染した基金を大規模な解体を行うと。
0:16:26	いったところは適時に補修を行うという観点にしてございます。
0:16:34	四つめでございます。こちら工程洗浄後の保全状況調査と系統女性の計画に関する申請と、
0:16:44	ということです。
0:16:46	こちらの、前回の監視チーム会合でも
0:16:50	コメントをいただいております今後こういった計画を進めてパワー説明して欲しいということです。その準備を今しているところです。
0:17:01	今後の方を箇条書きで真ん中あたりにポツ三つほど書いてございますが今後工程洗浄があれば先ほど申し上げました 1000 本施設については本格的に廃止措置らしい措置。
0:17:14	作業を進めていくことは可能な状況になりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:19	まず、保全状況調査まだ十分できていないという状況等ありますので、そういったところを重点的に進めていく予定でございますがいろいろ、東海再処理特有の制約条件、
0:17:35	というものとあとは再処理施設特有の制約上ということでもございます。
0:17:40	まず再処理施設の特定条件として一つ目のポツに書いてございますが原子炉をな汚染状況とは異なりましていわゆる付着汚染がほとんどで放射化は少ないということからなかなか発電炉のように、
0:17:56	計算して、推測するということがかなり難しいと。
0:18:00	汚染の核種の種類ですとか、程度、状況も工程によって見ることがあって非常に多様な状況にあります。
0:18:09	また高いレベルで汚染している設備についてはもともと最初に運転時の人が近づけない放射線遮への観点から人が近づけない工程とかございましてそういったところが運転終わった後も、
0:18:23	汚染によってなかなかすぐには接近できない。
0:18:27	その前に物理的設計が物理的に難しい制度に配置されているという、
0:18:33	お声もありまして、汚染状況調査時代にもその時間を要するかなと考えてございます。
0:18:40	こちら二つ目以降は二つ目が東海最終特有の制約条件といたしまして、系統除染等で生じる除染廃液ですね。
0:18:53	そちらも当然既設の廃液処理設備ですとか、貯蔵設備で取り扱うことになるんですけどもこの後処理について当然そういう意味では、既設の設備で対応できる範囲におさめる必要性がある。
0:19:09	ということで現状1回液処理を行う高レベルについてはTVF、低レベルについては今後設置するLWTFと。
0:19:20	いう形になっておりまして、ちょっと現状どちらも、あまりスペック通りに動かせなかったり或いはまだこれから建設するという状況になって、出てきた廃液は一旦貯留することになります。
0:19:35	一方でそのちょ距離数貯蔵設備自体も、まだ特定廃液。
0:19:42	保管しておりまして、金融でもそれほど多くはないということからこういった制約条件のもとで合理的に、
0:19:50	系統除染を進めていかないといけないというところをまずやった後です。
0:19:56	三つ目です。もうこちらは
0:20:01	1Fの廃炉作業ですとか或いは民間発電炉等の廃炉作業でも大きな遠隔解体技術がかなり、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:12	開発が進んでいるということから過去のように系統条線で頑張っただけで検討助成、助成を行って人が近づいて、何か作業しなきゃいけないという部分がかかり減ってくるのでそういった観点から、
0:20:27	系統除染のウェイトは大分低くなるのかなというところも考えてございます。
0:20:32	こういったような状況でございますので、工程洗浄後に行いますけどちょっとにつきましては、耐専状況調査は今後進めていく系統除染の進捗状況に基づいて段階的に詳細化していくと。
0:20:49	こういうようなことを考え、実は曲解 2 系統助成をすべて終わりまでのスコープに詳細な、
0:20:58	計画をお出しすることはなかなか難しく、まず汚染状況調査を行ってどういったところを重点的に系統除染が必要なのかと。
0:21:10	いったところを考えると、もう一つは
0:21:14	まず第一段階として
0:21:17	軽度除染としてできる除染をやりましょうということで令和 6 年度からの第一段階。
0:21:24	といたしまして、本業の設備系統の改造等伴わず、
0:21:30	既設の廃液処理施設ですね、処理が可能な除染液として、これまで用いておりました希硝酸ですとか理解水用率、
0:21:40	を用いる、その量も貯蔵施設の容量を著しく圧迫しない範囲で実施可能な程度除染と。
0:21:48	いうものを考えておりましたこういったところの結果ですねグループ連携、こういった系統除染で効果があるかというのを見ながら、次の第二段階 5 詳細化していくものです。
0:22:01	いうことを考えてございまして、そういった意味で今回の変更申請におきましてそういった形、系統助成に関わる全体像とその基本的考え方を示した上で、
0:22:14	令和 6 年度から開始できる第一段階の系統行政につきまして
0:22:21	内容を新審査申請させていただきたいと考えてございます。
0:22:27	でもそのパラグラフに書いておりますように、第一段階以降、こちらは例えば、
0:22:33	系統助成に使う試薬として特殊なものを使ったり、これが主役ですねを使ったり或いは一部設備を改造して、助成をするといったような内容。
0:22:46	そういった内容につきましては第一段階終了後の実績等をそれと並行して進める汚染状況調査の結果あとは設備、解体方法の具体化ですとか解体廃棄物管理詳細検討。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:01	そういったものを内容を踏まえて、そのあとに、適時詳細な計画を改めて申請させていただきたいと。
0:23:09	考えてございます。
0:23:12	4項目の申請内容についての概略は以上になりまして、菊池山尾1発の方で審議いたしました
0:23:22	東京全部が修正版管理して県の事業廃止後は工藤矢吹通を掘り出していることを明らかにしている資料というのも、
0:23:33	これまで発電炉の方ではいわゆるこの条文に値するのが炉心から使用済み燃料が取り出されていることを示す資料を添付するに対応しているんですが、
0:23:47	最初にこういったエビデンスを示す事例がこれまでないということが我々の方でこういった資料をお出しすればいいのかなと。
0:23:58	こういうところを考慮しておりまして、まずそのイメージとして我々が考えている、イメージ、こちらは別紙というところにスペース的あります。
0:24:10	別紙の方はページ数で言います。
0:24:18	7ページにいきます。
0:24:24	はい。それではJAサモトです図を資料7ページ、別紙でございまして。これにつきまして工程洗浄をまだやってるところですけども。
0:24:36	これが完了しまして回収確認解消間回収可能核燃料物質が取り出された状態になるということでこれにつきまして数値計画の変更申請。
0:24:48	を行いたいということで該当する箇所を7ページの囲いのところで、それぞれ示してございます。最初に半分7行のところにはですね使用済み燃料核燃料物質及び使用済み燃料から分離されたものの管理及び、
0:25:04	譲り渡しの方法ということで、このような技術がページの8ページのところに抜粋をして、入れてございましてですけども。
0:25:14	回収可能箱根の物質に関しましては、9ページ、資料9ページの表57-1、というところですね、その人がずっとその種類数量、
0:25:25	ような形でもう初回申請の平成29年6月末時点の数値数量がですね図れているとこういった状況になっております。
0:25:35	この最終的に回収可能核燃料物質の取り出しが完了した時にはですね、ここの表の中のその数値が変動いたしますので、これについてを見直し、更新をかけてアップデートするというようなやり方で、
0:25:50	表の7-1は洗浄終了時点の値に更新をしたいと、いうふうに考えてございます。
0:25:57	これは本文7方に対する変則認知、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:00	ええと続きまして本文上にのところにですね、回収可能核燃料物質の採血本体から取り出す方法及び時期ということで、これにつきまして資料の 10 ページのところですよ。
0:26:14	事務局として松根の本体土木が書かれておることでございます。
0:26:21	今小松 10 ページにつけておりますけれども、この小浜区のところですね、この申請を行った団体でのですね、状況はもう示してございまして。
0:26:35	航空線量を行うことを完了することによってですねその状況変わってくるということで取り出した状況ですよ。
0:26:46	取り出した結果をこの中に河野参考という形で新たに起こしまして、回収パフォー0 物質は最終整地問題を取り出されていることを、
0:26:59	この参考に示したいというふうなお考えでございます。
0:27:04	これに伴いまして国分室長の大場大図のこういう量というのがですね、資料の 11 ページ。
0:27:12	表の中の 1 ということで、これは先ほどの 29 年の 6 月 30 日現在のものがございしますが、
0:27:19	補助を新たに表の 12-2 というような形になろうかと思っておりますが、
0:27:25	回収可能は個別のを取り出した後の状態ですよ、として同じような表を
0:27:33	ここでどうしたものかを追求するというような形で
0:27:38	お示しをして取り出しが完了しているということを明らかにするといったことで説明資料としたいと思っております。
0:27:46	全部資料の書類の 1 ということでその次に本文 12 ページですけども、これは具体的に取り出しはすでに完了しているという旨を明らかにする、いうことの説明資料でございますので、
0:28:02	神戸資料は工程洗浄のですね、実績、スケジュールと、これまで行ってきて工程洗浄で回収可能核燃料物が取り出されたと。
0:28:13	こういうことを示す資料となります。
0:28:16	本資料につきましてはですね、参考資料の 2 ということで、今後の 28 ページとしてますけれども、28 ページにですね。
0:28:28	同じく案を、大野市で方向性線量診療地の核燃料物質の保有量括弧イメージ図ということでドラフト等の資料を示してございます。
0:28:41	この表の資料参考資料のにはですね工程洗浄対象機器ごとに、工程洗浄の終了の判断基準を満たしていると。
0:28:51	ということでそれぞれ分析濃度と書いてございましてけれども、これは先ほどありましたウラン濃度で 1 グラム。有田美馬。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:01	プル濃度で 10 ミリグラムパーリッター面というような状況で、それぞれの機器がそういう判定基準を満たして、回収可能核燃料物質につきましては取出しが完了している。
0:29:12	こういうことを説明する資料としまして、先ほどの添付資料 1 の中に起こしまして完了していることはCSのこういう考え方で鑄造かけたというふうに考えてございます。
0:29:28	本文 7 ページに戻っていただきまして、最後に 3 法の 1 ということで一番下の囲みですけれども。
0:29:37	これについては廃止措置対象施設の状況ということで 25 円 1 なんぼ云々要望ページ。
0:29:45	参考資料 1 というものがございまして。これ配送施設の状況がそれぞれ運転履歴と書かれておりまして、
0:29:55	これについても法廷船長を開始前の説明というふうになってございまして、工程洗浄終了後の状況にアップデートするということを考えてございまして。
0:30:07	具体的には 26 ページ 27 ページのところも、
0:30:11	それぞれもう回収コホクエリアと保有しているというような形で示してございまして、こういったところもこのこの部分ですね、回収が主が終わっていると。
0:30:23	の旨を示したいというふうに考えてございまして。
0:30:27	それから最後にですね本文の 29 ページになりますけれども、
0:30:35	表の 2 ということで、方向性延長 3 号の京写齊木町村医療かつこイメージ。
0:30:43	こういう表がございまして。これについては工程洗浄によって発生したのは、発生した放射性廃液です。これ貯蔵している基地が左の
0:30:57	地域番号のところを示してございましてけれども、それは法定洗浄前と後で、どのように貯蔵の状況が変化しているかと。
0:31:07	こういうようなところを示す資料ということで、これについてはその他の控除すべき事項というようなことが愛知計画の中で示されているというような案件もございまして、
0:31:20	他方もという工程作業を実施したことによる、IEEEに対してですね、どのような廃棄発生量であったかということを説明を加えるという意味で、付け、
0:31:33	た方が良いのかどうかということですね、これちょっとご相談ということになるんですけれども、こういうようなことも示した方が説明としては良

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いのかということで、今上がっていくといったような状況になってございます。
0:31:46	参考資料を別紙につきまして説明は以上となります。
0:31:58	ありがとうございます。規制庁、管確認等あればお願いします。
0:32:37	本郷。
0:32:45	社長がですな、7 ページで、取り出されてることの、
0:32:51	説明に係る説明書ということで、
0:32:55	越冬
0:32:58	3、三つ目の囲みのところの添付資料 1 のところで、
0:33:03	その回収可能。
0:33:05	核燃料が取り出されたことの示し方について相談したい。参考資料 2 ということなんですけど。
0:33:11	この中の、相談したい内容っていうのは何なんだ、具体的には何キロってことなんですかね。
0:33:19	それとどういう、JAのサモトです。
0:33:24	ですな今の 3 番目のところですけども、本文の 28 ページのところ、
0:33:35	表 1 というイメージのtractの表がございますけれども。
0:33:40	ここでそれぞれの公共性と退職金に対してです。
0:33:46	液量は分析農道、保有量と、こういうようなことを具体的に示す形上、ほぼ工程洗浄の判断基準使命ほんまに満足して回収核燃料物質の取り出しは終了してると。
0:34:00	こういうことを示すというような考え方で、このような表を示すような形で、説明書として、追記していくということを今考えておるんですけども。
0:34:14	こういった示し方で良いかどうかということのご相談ということになっております。これにつきましては今のですな、本文の 21 ページとかにございますけれども、類似の表がございます、
0:34:32	最終確認実施保有している機器というようなところで、21 ページをですな 22 ページをございまして、
0:34:44	こういう現状工程洗浄前、保有及びだと、工程洗浄法は推定法ですと、こういうような表になってございまして、それに対応するような形で、
0:34:54	工事終わった後、回収核燃料物のは、回収が終わった後は先ほどの 20、
0:35:01	8 ページのような形の表で判定基準を満たしているということを示すということで、取り出しを完了したと、というような説明の流れにしたいというふ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	うに考えてございまして、このような考え方で良いかというところをご相談したかったということでございます。
0:35:21	はい。以上です。そうすると、今説明いただいたその 21 ページの工程洗浄後の推定値というものを、
0:35:32	関連も合わせて、
0:35:37	例えば 28 ページの表、
0:35:41	表に示してもらえると、終わったということがわかるのかなという感じはしますけど。
0:35:50	JAサモトです。浅野章を 20、8 ページの表の中に、21 ページの、
0:35:59	数値の関連性が見えるように盛り込むような形で整理した方がよりわかりやすいということをしていくかと思っておりますので、
0:36:11	漠とそのような形でお答えしたいと思います。
0:36:16	町長がですねっと、これはもう、
0:36:20	具体化していただいて、あと介護会合で 1 回示してもらおうとかっていうやり方でもいいのかなと思うんですけど、いかがですかね。
0:36:32	そうですね変更申請ですので原案で確認いただきながら最終的には会合できる形になろうかと思っております。
0:36:46	補正歩の強い申請の前に会合でっていうことでよろしいでしょうか。
0:36:53	はい。JAサモトです。その通りです。
0:36:56	はい、わかりました。
0:37:11	ありがとう。
0:37:32	民主党がカバーして少し補足です。質問させていただきたいところ、ちょっと悩んでいるところです。今のご質問の中で、添付書類 1 で、こういった表、
0:37:47	お示して、確かに目標値をクリアしましたということはお示しするんですがそれ以外のところ発電ですと、やり方が決まっておりますモモセ炉心の中の、
0:38:00	燃料の配置図みたいな通常の保安保安の中で作るような資料があって、そこで確かに、燃料が一つも入っていないよっていう、
0:38:13	エビデンス資料をつけるんですけれども。
0:38:15	再処理の場合そういうどこまでエビデンス資料をお出しするのがいいのかというのがちょっと、なかなか我々の中で判断ができなくてこういったまとめ表でいいのかそれともそのまとめ表のベースになって例えば、
0:38:31	分析値の何か記録表みたいなのをコピーをつけようとか、ちょっとそういったところを調整したいなと考えてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:44	規制庁です。まだ具体的な何かそういったイメージのものを、介護で1回、こんな感じです。
0:38:53	修正しますみたいな話をしたらいいとは思うんですけど。
0:38:58	その今言われた
0:39:01	取り出したことの確認の品証の記録みたいなのは、
0:39:07	今回、再処理として何か作成しようとしてることになってるのか、その辺はどうなんですかね。
0:39:16	抽象的にとったソフトウェアの大貫工業状況だから、当然ここの集計の元になっている、実際に廃液をサンプリングして、この現状貯槽に残っている駅、
0:39:30	ある損益した駅のサンプリングを取って分析したの。
0:39:34	結果というものは個別にあるんですけど、多分それを全部つける、かなりのボリュームにちよつとなってしまうのを発電所のように1枚であったのを示すだけで済むというものでもないのと、
0:39:47	あと分析伝票も工程の中で管理しているものなのでいろいろ読み方とかも、出されただけではわかんないよというようなところも出てくると思うんですけども。
0:39:58	出そうと思えばそういった生データがいっぱいどのような形になるかなと思ってます。
0:40:06	それじゃです例えば今、示していただいている28ページの表1の保有用のイメージというものに、買った発電所であれば
0:40:19	更新で取り出されてますっていう確認して、日付と、
0:40:28	誰が確認した、誰が確認したんだっていうような、1枚の様式に作り込んでるので、
0:40:37	例えばやり方としては28ページのものなんかそういった、これ品証記録だということにして、
0:40:44	記録を、
0:40:46	この1枚でわかるような、
0:40:49	記録をつけ、作るっていうのを、発電所を参考にすればそういうのは一つの方法かなとは思いますが、いかがでしょうか。
0:41:04	でちよつと、
0:41:08	結果的にはちよつと危ないような、
0:41:12	反している。
0:41:21	根井助教中林です。
0:41:24	ご提案いただいた方法。
0:41:27	ちよつと間できるかどうか、ちよつとこちらで検討したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:35	以上です。何か書き方な話を。
0:41:39	ですから、他何かこれ、この書き方によって何か懸念だとか、そういうことではない、ないっていう理解なんですけど。
0:41:47	現職の中でその通りです。内容自体はもう、変わらず、それをどういう形でお見せした方が審査医が安いかとかも審査に必要な条件を満たすかというのが、
0:41:59	確認したかったところでございます。はい、わかりました。
0:42:14	あ、これ今
0:42:16	取り出したことの確認について、会合で説明してくださいという話をしたんですけど、これ全体について総称ですよ。
0:42:27	四つの項目、今日、
0:42:30	示していただいたんですけど、具体化して、会合で説明するという。
0:42:35	段取りでっていうことですかね。
0:42:39	議事課浜川主査おっしゃる通りですまず全体申請計画計画の全体がここに示されておりまして、まずそれをご説明しています。さらには四つ、括弧のことに各論をまたご説明することになろうかと思しますので、例えば
0:43:00	その施設の時にありましたように、何段階かに分けて、ご説明すると。
0:43:07	というようなところですと例えば直近だと、こういう直近 12 月だと、
0:43:16	資料 1 のグレードでまずご説明して、その以降の会合を年明けての会合で個別の審査項目についてより具体的な説明をさせていただくということもあるかなと考えております。
0:43:34	はい。よろしく申し上げます。
0:43:43	後何かありますか。
0:43:46	はい。今の面談会合で出し方なんですけれども。
0:43:52	ちょっと若干気になるところが要は申請前にどこまでお話していいかというのは事前審査に当たらないかどうかっていうところの線引きですねそこそこ。
0:44:06	今野代理はよろしいですかね。今回先生の場合、結構
0:44:13	会合で議題をしっかりと理解した反映した結果を申請申請し、取りまとめた結果を申請するっていう。
0:44:23	スタイルで、安全対策等はやってきたと思ってるし、
0:44:28	他の会場統一その他の更新工事等についても、
0:44:33	結構説明して、その結構も推薦者そのものではないんでしょうけど、
0:44:39	会合で示して、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:42	評価結果申請するという。
0:44:45	我々だったのかなと思ってるんですけど、ちょっと西が違いますかね。
0:44:52	臨床機構の上林です。そうですね安全対策の時はいわゆる委員長の当時の更田院長から事業者だけで考え、
0:45:05	ちょっと時間かかるので規制庁側からも指導して進めるようにというような確かコメントがあつたと、当時の細野調整性調査会の方でいろいろご指導いただきながら進めてきたのである意味、そのテーマについて事前審査の河成を外れたと思ってるんですが。
0:45:25	安全対策が一段落ついた後のどこかの面談の時に確かちょっとこれ以降は事前審査について何か疑いを上げられるかもしれないから慎重にというようなコメントもあつて、
0:45:40	ちょっとそこを我々の方で気にして、
0:45:43	いいところです。
0:45:46	あれ、前回の
0:45:49	須田議長への取水分なんかについては、会合で1回説明いただけなかったでしたっけ。
0:46:00	原子力機構の中野です。前回の申請は最初に5月31日に申請はしていますがそれ以前の御説明は年度概要等の説明をさせていただいてましたが会合では出してなかったことで一度その、
0:46:15	ももとの申請を出させていただいた後に具体的な中身ですとか他の補正に向けての議論を会合の場でさせていただきましたが、申請前にはしてなかったかと思います。
0:46:27	そうですか。
0:46:31	申請したからな。
0:46:34	6月の会合にさしていただいたと。
0:46:38	倉庫はそういうスタイルだと。
0:46:47	どっちかなと。
0:46:50	後2日、
0:46:53	25年プラスです。
0:46:56	多分前回の会が先に会合で、こういったことについて説明することというような芽出しをされれば多分できるんだと思ってまして例えば系統助成の話ですとか、あと性能維持施設の話とかは休み会合の中で、
0:47:11	これまでもそういったコメントを受けているのでそれに対するコメント返しという形で事実、事前というか説明した後、それに基づいて申請を行いますというスタンスは取れると思っております。一方で
0:47:27	酷評価の見直しになりますとまだ会合等で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:37	これ、
0:47:38	こういったことをやるんだよねというような話は受けてないのでこちらから話を出す部分、なかなかこれ詳細の話ですね、詳細な話を出すのは、
0:47:49	ちょっと事前審査なんちゃうのかなと思ってます特にこの中で被ばく評価みたいな、要は安全評価。
0:47:58	内容も含んでいきますので、なおさらちょっとイメージが強くなってしまふのをちょっと懸念しています。はい。ちょっと中で確認しますが。
0:48:12	だけどその廃措置計画の中に、工程洗浄が終わったら、放出目標は見直すんだよっていうところは宣言されてることなので、工程洗浄が終わりました。に絡めて説明するのは、
0:48:28	何か自然の流れでも、泉。
0:48:32	真全然知らない話ではないような気がします。
0:48:36	保証機構ナカバヤシわかりましたありがとうございます。こちらの方で準備資料を作って面談の方にお出してその面談でちょっと、
0:48:48	余りにも内容的に、おかしなところがあったらご指摘いただくご指導いただくような形で進めさせていただければと思います。はい。明快会合でどう説明するかちょっとまた今後検討しましょう。はい。
0:49:01	はい。はい、了解いたしました。
0:49:12	あと、規制庁の大島です。4ポツの除染のところで、
0:49:21	何かこう特殊な試薬を本用いるようになる可能性があるっていう話だったと思うんですけど。
0:49:27	それでこれまでに再処理施設の方で扱ったことのないような集約とかも、
0:49:33	何か
0:49:35	可能性としては出てくるんでしょうか。
0:49:40	印象機構の小林です。衛藤。
0:49:45	まず、
0:49:47	除染前回の一般的なもので言いますとこれは普通プラスプロセスでは使わないような除染信用しなくてたとか、キレート剤ですとか、あと
0:50:02	硫酸だったりそういったちょっときつい酸アルカリといったものを、例えば括弧他の海外の施設とかでは使われてたりしますんで。
0:50:16	選択肢としてはあるんですけども、そういったことを使うとするとこの制約に書きましたように既設脳波種、廃液処理施設。
0:50:29	とか、貯蔵施設に公益を与えるようなものを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:34	ないかどうかと、あとはそこでしょ食処分に作った廃棄体が本当に処分のスペックに合うのかとかいったもの、かなり深いところの、
0:50:44	事前確認が必要になってきますので、木場清として、使うオプションとして将来はあるかもしれませんが現時点で考えているのはそういったところずつ出し訳ではなくて、これまで使い慣れてる。
0:50:58	これまでの処理処分をして処理してきた、調査をアルカリ剤試薬を使うのが一段階と。
0:51:08	ということです。ただ特殊な試薬は、第一段階以降、
0:51:12	これは第2第3段階としてそういった保障を検討していくということも考えてございます。
0:51:24	施設オオシマでしょう。
0:51:26	めぐりました。
0:51:28	変えないところではそういう実績もあったりするということですね。今その火災の件でどんな薬使ってるんだとか結構進められてしまってるんで。
0:51:41	何か新しい話が出てくるとちょっと。
0:51:45	っていうところがあったんですけど。
0:51:47	保険よ。高林さんのおっしゃる通りで、でもそういう、これまでに認可というかこれまでの認可ですとか保安規定の範囲外。
0:51:59	になるようなそういった特殊な試薬を使う場合当然そういったものを使うという申請を行いますし、その中でそれに特化した火災、
0:52:10	防護対策が必要だった場合はそういった申請をするという形なのかなと考えています。
0:52:21	あ、すいませんカッカンからイシイなんですけど。
0:52:26	ちょっと今の、今の質問に関連してなんですけど、特別なそういう試薬を使う場合っていうのはやっぱりトライアンドエラーみたいなこともやるっていうか要するに、簡単に言うと、第2、第一段階終了後で、
0:52:40	思ったような、例えばなんでしょうね、系統、系統除染の能力が出なかったとかそういうときに、
0:52:50	さらなるオプションとして追加されるっていうイメージなんでよろしいんですよ。
0:52:56	移植機構ナカバヤシ説おっしゃる通りでございます。第二段階以降で使う可能性をは考えておりますが、当然その際に、安全性ですとか、そういったところが説明できるように第一段階の間にそういったデータを取得したりというのを、足りると思っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:18	はい、了解しました多分、ビーカスケールとかの試験とかも含めて何かいろいろ検討される必要が出てくるんだと思ってるんですけどその辺りも含めて、
0:53:28	検討されるというふうに理解しました。
0:53:40	南。
0:53:55	6、
0:54:15	真岡よろしいでしょうか。
0:54:19	それではあとスケジュールですかね。
0:54:26	20 行の購買施設の最後 30 ページスケジュールを伝えます。本日物経営的ジェイエフイーの今後の申請の概要を、神戸製品 1 寸ご報告をさせていただきます。
0:54:42	1 回ですが来週、定例木曜日 9 日ということでこちらは性能維持施設の見直しについてちょっとご説明させていただければと思っております。
0:54:57	また 10 日を火災室の大江の説明という人を予定してございます。以上です。
0:55:06	そうじゃないです。来週ちょっとここからですね、ちょっと不在にしていますので、
0:55:18	金曜には一応バーチャートって発信と照井、松尾塚崎河西笠川さん、笹井福田って。
0:55:26	大丈夫なんですけど、はい、はい、わかりましたこの看護師はもうそういったことで厳しいということであれば、地震は 6 日とかで。
0:55:39	もう構わないですか。はい。それをお願いします。わかりましたじゃ 16 分で予定を組まさせていただきます。よろしくお願いします。
0:55:57	を、
0:56:01	曾田参事津野。
0:56:05	大丈夫かと思いますが、聞こうか何かありますか。
0:56:11	減少機構から特にございません。
0:56:13	はい。こっちよろしいですかね。
0:56:18	今日は本日問題を終了しますありがとうございました。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。